

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案の概要

背景

日本国外における邦人の犯罪被害が発生

H25.1.16 アルジェリア人質事件

H25.2.12 グラム通り魔事件

これらの犯罪による被害に対する支援が必要

犯罪被害者等給付金支給の主な流れ

 は改正箇所

※犯罪被害者等給付金は、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない被害者・遺族に対しては支給しない。

日本国内における犯罪行為

日本国外における犯罪行為

都道府県公安委員会
への裁定の申請

※日本国内に住所を有しない者も申請ができる。

他の法令による給付等との調整

※外国の法令による給付等があった場合も含む。

都道府県公安委員会の裁定

※裁定を行うため、外務大臣等へ協力要請ができる。

支給裁定

不支給裁定

犯罪被害者等給付金の支給

※正当な理由なく、生命又は身体に対する高度の危険が予測される地域に滞在し、日本国外における犯罪行為による被害を受けた場合には、犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

施行期日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

経過措置：改正後の新法の規定は、平成25年1月16日以後に行われた日本国外の犯罪行為についても適用する。